

(別紙)

「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に対する意見募集の結果

「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に関して寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方は、以下のとおりです。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	コンデンサー及びろ波器は広範囲に販売利用されているため、特定重要物資に該当・規制する理由が見当たらない。	<p>コンデンサー及びろ波器は多くの電子機器に組み込まれ、経済活動や国民生活の維持に不可欠な基幹物資であるものの、昨今、他国による大規模な公的支援や外資の誘致、技術獲得の取組などを背景に、ローエンド品は外部依存が高まりつつある状況です。またハイエンド品は、日本メーカーが優位性を維持しているものの、他国による技術獲得が継続すれば、ハイエンド品についても優位性を喪失して外部依存が進むおそれがあります。そのため、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。)第7条及び特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針(令和4年9月30日閣議決定。以下「安定供給確保基本指針」という。)第3章第2節から第5節までの中で整理した要件を全て満たし、安定供給確保を図る必要があると考えられることから、コンデンサー及びろ波器を特定重要物資として指定するものです。</p> <p>なお、特定重要物資の指定に向けた考え方については、「経済安全保障法制に関する有識者会議」において検討し、関連資料を公開しております。(第8回経済安全保障法制に関する有識者会議(令和5年11月8日開催)資料2及び資料3を御覧ください。(URL: <a href="https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/4index.html">https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/4index.html</a>))</p> <p>また、経済安全保障推進法第2章の「特定重要物資の安定的な供給の確保」の制度は、特定重要物資の安定供給確保に取り組もうとする民間事業者等が、「供給確保計画」を作成して国の認定を申請し、認定された場合には国がその取組を支援するというものであり、規制を課すものではありません。</p>
2	ウランの表記について、ウラン(精製・加工済みも含む)と表記は可能なら明記してほしい。	<p>本規定の参考としている、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令(平成16年経済産業省令第9号)第21条では、ウラン鉱等を「金属鉱物」として規定した上で、一部の金属鉱物について、「選鉱、製錬その他の加工をしたもの」を「金属鉱産物」と規定しています。</p> <p>本政令案では、これを踏まえて、ウラン鉱を「選鉱、製錬その他の加工をしたもの」であるウランを指して「ウラン」と表現しています。</p>
3	特定重要物資に加えるべき。(同旨計4件)	意見募集を行った改正政令案についての賛同の御意見として承ります。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
4	<p>この政令案に賛成。理由は以下の通り。</p> <p>ウランは原子力発電の燃料として不可欠な物資であり、日本はエネルギー資源に乏しい国であるため、安定的なウランの確保はエネルギー安全保障上重要。そして、現在ではウランは世界的に需要が高まっており、供給不足や価格高騰のリスクがあるため、特定重要物資として指定することは妥当と思われる。</p> <p>コンデンサーは電力の伝送や変換に必要な機器、ろ波器は電波の送受信に必要な機器であり、何れも宇宙やサイバー分野での技術開発や防衛にも重要な役割を果たすと思われる。</p> <p>宇宙やサイバー空間は新たな戦場として認識されつつあり、安全保障上の強い懸念が増大しており、日本はこれらの分野での優位性を確保する必要がある。そのような中で、コンデンサーやろ波器は残念ながら国内での生産量が限られており、海外からの輸入に依存しているため、供給の安定性や品質の確保が課題となっていると思う。これらについて今回の条文案の成立により特定重要物資として指定することで、国内での生産や備蓄を促進することができるでしょう。</p> <p>実際の日本の置かれた立ち位置を見渡すと、周辺国の多くである中国、北朝鮮、ロシアは日本の安全に対する確実な脅威となっている国であることは明確。具体的には、中国は海洋進出を進め尖閣諸島周辺での挑発的な行動を繰り返しているし、北朝鮮は核ミサイル実験を繰り返し、日本に対する挑発的な発言を行っている。ロシアはウクライナ侵攻は言うに及ばず、北方領土の領有権を主張し、軍事活動に限らずアイヌ民族を騙った団体を利用した社会的な侵略行為を具体化させている。これらの国では既に原子力発電を推進しており、原子力技術の軍事利用や核拡散のリスクがある。</p> <p>日本はこれらの国に対抗するために、自国の原子力発電の安定運営や技術開発を進める必要がある。</p> <p>且つ、原子力発電は今後世界的に重要な産業に成長すると予測されており、IAEAは、2050年までに原子力発電の設備容量が8.9億kWになると見込んでいるとレポートしている。原子力発電は、温室効果ガスの排出が少なく、エネルギー密度が高く、安定的な電力供給が可能な電源でEUではグリーンエネルギーとして認定されている実績がある。気候変動や大気汚染への対策の必要性や、エネルギー需要の増加に対応するために、一部の環境活動家の主張とは逆に、原子力発電の利用は今後は拡大していくと考えられる。そのような中で日本は原子力発電の先進国として、世界の原子力発電の発展に貢献することができるので、その大元となるウランの確保は最重要課題と考える。</p> <p>以上の理由から、この政令案は日本の安全保障の確保と原子力発電の発展に資するものであり、賛成するべきであると考えている。</p>	<p>経済安全保障推進法は特定の国を念頭に置いたものではありませんが、意見募集を行った改正政令案についての賛同の御意見として承ります。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
5	<p>日本の民主主義体制に反する国との関係で、利用するのは良いと思いますが、依存は減らして分散するか国内生産の方が良いと思う。これらに関して日本を守って行く為に増税が必要となるなら、それはしかたが無い事だと思う。</p> <p>【濃縮ウラン】エネルギーの海外依存、特に減らしたい。 【コンデンサー・高周波フィルター】日本の技術は守るべき。</p>	<p>経済安全保障推進法は特定の体制を有する国を念頭に置いたものではありませんが、意見募集を行った改正政令案についての賛同の御意見として承ります。</p>
6	<p>サプライチェーンを海外に依存しすぎる現状を打開すべく、この指定に賛同。 特に、自由主義のルールが通用しない、民主主義ではない国(中国等)にサプライチェーンを依存するのはやめて欲しい。我々の生活を守るべく、経済的安全保障を強化すべく、このような積み重ねをお願いしたい。</p>	<p>経済安全保障推進法は特定の体制を有する国を念頭に置いたものではありませんが、意見募集を行った改正政令案についての賛同の御意見として承ります。</p>
7	<p>賛成。 日本の国益を毀損するのは明らかなので、日本企業が中国に工場を増設して製造ノウハウを中国に渡してしまうのを日本政府として止めてほしい。</p>	<p>経済安全保障推進法は特定の国を念頭に置いたものではありませんが、意見募集を行った改正政令案についての賛同の御意見として承ります。 なお、供給確保計画の認定に当たっては、経済安全保障推進法第9条第4項第5号に定めるとおり、「取組に関する情報を適切に管理するための体制が整備されていること」を確認するほか、第8回経済安全保障法制に関する有識者会議(令和5年11月8日開催)資料2(URL: <a href="https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/4index.html">https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/4index.html</a>) において示しているとおり、我が国が技術優位性を有する物資認定の際には、技術管理への対策として、外国への技術移転への対策を講じていることを要件とすることを検討しております。 詳細は、物資所管大臣が、特定重要物資ごとに作成又は改定を予定している安定供給確保取組方針を御覧ください。</p>
8	<p>特定重要物資の確保は経済安全保障だけでなく、国防やエネルギー、医療、食料安全保障など様々な分野において必要不可欠であり、今後ますます重要度が増してくると考えている。そして、現状、政令で定められている11物資以外にも必要な物資が出てくれば速やかに加えることは当然必要な処置であり、今回検討されている先端電子部品とウランに関しても火急速やかに加えるべき。 もちろん、重要物資の確保に関して民間の協力は不可欠であり、また強制的にすべきでないことも当然であり、現在行われている手上げ方式により官民連携して取り組んでいくことがこれからも必要であることは変わらない。 現在の国際情勢を踏まえ、こういった取り組みは国の存亡に関わってくるものだと考えている。</p>	<p>意見募集を行った改正政令案についての賛同の御意見として承ります。 なお、経済安全保障推進法第7条及び安定供給確保基本指針第3章第2節から第5節までの中で整理した要件を全て満たし、安定供給確保を図る必要がある物資を特定重要物資として指定しており、不断に見直しをしながら経済安全保障を強化していくこととしております。 また、安定供給確保基本指針第1章に記載のとおり、民間事業者等による創意工夫を生かした形で、サプライチェーンの強靱化を後押ししていくことが重要であり、施策の実施に当たっては、こうした趣旨が適切に達成されるよう留意していきます。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
9	<p>賛成。</p> <p>該当物資の専門家ではないので、物資の重要度について専門的な判断はできないが、経済安全保障について、担当大臣が十分に検討しての決定なので支持する。</p> <p>今回の物資だけでなく、日本企業、日本国民にとって影響度の大きい物資については、民間の個々の裁量に任せず、国家的な損益を考えた公的な管理と対策が必須である事から、ぜひ他の物資、業界などにも範疇を広げてほしいと考える。</p> <p>中国はもちろんだが、友好国であっても状況によっては自国の都合を優先させ、日本に物資が渡らない事も十分考えられるので国民生活・経済活動にとって重要な物資については、民間に制約を課すような事であっても安全保障を優先して国の管理を実施してほしい。</p>	<p>経済安全保障推進法第7条及び安定供給確保基本指針第3章第2節から第5節までの中で整理した要件を全て満たし、安定供給確保を図る必要がある物資を特定重要物資として指定しており、不断に見直しをしながら経済安全保障を強化していくこととしております。</p> <p>また、経済安全保障推進法は特定の国を念頭に置いたものではなく、加えて、経済安全保障推進法第2章の「特定重要物資の安定的な供給の確保」の制度は、特定重要物資の安定供給確保に取り組もうとする民間事業者等が、「供給確保計画」を作成して国の認定を申請し、認定された場合には国がその取組を支援するというものであり、規制を課すものではありませんが、意見募集を行った改正政令案についての賛同の御意見として承ります。</p>
10	<p>特定重要物資(先端電子部品及びウラン)の追加について、是非推し進めてほしい。</p> <p>スパイ防止法も一刻も早い実現をお願いしたい。</p>	<p>意見募集を行った改正政令案についての賛同の御意見を承ります。</p> <p>それ以外の部分については、政令案に係る御意見ではございませんが、御意見として承ります。</p>
11	<p>賛成。反対する理由がない。</p> <p>物資の点数が少なすぎであり、少なくとも1000桁種類以上程度には早急に追加してほしい。</p> <p>「国を挙げての取り込み詐欺」で「技術を盗んで始めると言って資金を集め、それによって技術・経済を伸ばしてきた」集団にこれ以上技術・物資・製造装置・製作資材を供給することは、世界の害悪にしかならないし、なにより日本にとっての経済的にそして国と国民の安全の大きな直接・間接の障害にしかならない。</p> <p>至急の追加をお願いしたい。</p>	<p>経済安全保障推進法は特定の集団や国を念頭に置いたものではありません。経済安全保障推進法第7条及び安定供給確保基本指針第3章第2節から第5節までの中で整理した要件を全て満たし、安定供給確保を図る必要がある物資を特定重要物資として指定しており、不断に見直しをしながら経済安全保障を強化していくこととしております。</p>
12	<p>テロ国家や共産国を弱体化するものであればこの11物資+2品目にとどまらずどんどん進めてほしい。</p>	<p>経済安全保障推進法は特定の集団や国を念頭に置いたものではありません。経済安全保障推進法第7条及び安定供給確保基本指針第3章第2節から第5節までの中で整理した要件を全て満たし、安定供給確保を図る必要がある物資を特定重要物資として指定しており、不断に見直しをしながら経済安全保障を強化していくこととしております。</p>
13	<p>国民の安全、利益のため、更に規制管理すべき</p>	<p>経済安全保障推進法第2章の「特定重要物資の安定的な供給の確保」の制度は、特定重要物資の安定供給確保に取り組もうとする民間事業者等が、「供給確保計画」を作成して国の認定を申請し、認定された場合には国がその取組を支援するというものであり、規制を課すものではありません。</p>